

## 第Ⅲ編

教育改革の動向と今日的課題について

## 第1章 教育改革の動向

### 1 教育法規の改正

#### (1) 教育基本法の改正

平成18年12月15日、現行の教育基本法が成立し、12月22日に公布・施行された。昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、様々な課題が生じてきた。

このような状況に鑑み、現行の新しい教育基本法では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、従来の教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定した。

教育基本法では始めに、教育の目的及び理念が明示されており、教育の目的として、「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定し、この教育の目的を実現するために、「幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体」「能力の伸長、自主・自立の精神、職業との関連の重視」「正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神」「生命や自然の尊重、環境の保全」

「伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与」という今日重要と考えられる事柄を規定している。また、それ以外にも「生涯学習社会の実現」「教員の使命と職責の重要性」「家庭教育の責任」「学校、家庭、及び地域住民等の相互の連携協力」等についても求めている。

#### (2) 学校教育法の改正

教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申等を踏まえ、学校教育の充実を図るため、学校教育法の一部が改正された。この中で、新たに義務教育の目標が定められ、各学校種の目的・目標が見直されるとともに、学校の組織運営体制の確立のため、副校長・主幹教諭・指導教諭といった新しい職を置くことができるとした。

義務教育の目標には次の事項等を規定した。

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

また、学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることが規定され、加えて保護者等との連携協力を推進するため、学校の情報提供に関する規定も新設された。さらに学校教育法施行規則も改正され、従来「外部評価」と呼んでいた「学校関係者評価」が努力義務化された。

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定された。（学校教育法一部改正）

平成31年4月1日施行された学校教育法の一部を改正する法律では、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、また、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認めら

れるときは、教育課程の全部又は一部において、これらの教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材（いわゆるデジタル教科書）を使用することができることとなった。

### (3) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行(令和3年文部科学省令37号)

学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、学校において教員と連携協働する支援スタッフの名称及び職務内容が以下のとおり規定された。

#### ア 医療的ケア看護職員

- (ア) 医療的ケア児のアセスメント
- (イ) 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施
- (ウ) 医療的ケア児の健康管理
- (エ) 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言

#### イ 情報通信技術支援員

- (ア) ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等

#### ウ 特別支援教育支援員

- (ア) 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助
- (イ) 学習支援
- (ウ) 学習活動、教室間移動等における介助
- (エ) 健康・安全確保
- (オ) 周囲の児童生徒の障害理解促進

#### エ 教員業務支援員

- (ア) 学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
- (イ) 採点業務の補助
- (ウ) 来客対応や電話対応
- (エ) 学校行事や式典等の準備補助

- (オ) 各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業
- ※その他、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、従事可能。

オ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園に準用させる。(施行規則第39条、第65条の3及び第65条の4関係)

### (4) その他の教育法規の改正

教育職員免許法が一部改正され、教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学び」を支える研修体制の下、研修を行うことになった。

教員免許更新講習は教師に学びの契機と機会を定期的に提供し、教師が知的技能を習得することを制度的に担保するものであった。しかし教育を巡る状況の変化はスピード感を増し、修得した知識技能がすぐに新しいものでなくなることが明らかになってきた。

このことから、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組み、教師の個別最適な学び、協働的な学びを実現させていく必要が生じてきた。

こうした現状から、教育職員免許法を改正し、各教師の研修履歴を記録するとともに、この記録に基づき、教師の資質向上に関する指導助言等を行う仕組みを制度化した。また、このために必要な研修を受講するためのプラットフォームを構築し、オンライン研修のコンテンツの開発・充実を進めているところである。

(教育職員免許法の一部改正)

教育公務員特例法の一部改正が行われ、指導が不適切な教諭等の人事管理の厳格化を目指し、任命権者は指導が不適

切と認定した教諭等に対して、指導の改善を図るための研修を義務付けた。さらに、任命権者は、研修終了時の認定において、指導の改善が不十分であると認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとした。

（教育公務員特例法の一部改正）

教員等の任命権者（教育委員会等）は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとした。

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とした。（教育公務員特例法の一部改正）

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状が創設された。

（教育職員免許法の一部改正）

学校保健・学校安全の見直しも行われ、「学校保健法」という法律名を「学校保健安全法」に改正し、新たに学校安全に関する定めを盛り込んだ。この法律では、学校保健・学校安全に対する国及び地方公共団体の責務を明示している。改正された学校保健安全法のポイントは以下のとおりである。

ア 学校保健に関する改正について

- (ア) 養護教諭を中心として関係職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- (イ) 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- (ウ) 学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

イ 学校安全に関する改正について

(ア) 子供の安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画策定の義務化

(イ) 各学校における危険等発生時対処要領（危険対処マニュアル）の作成の義務化

(ウ) 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

また、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、学校給食法の一部改正も行われている。そのポイントは以下のとおりである。

(ア) 学校給食を活用した食に関する指導の充実（食育の観点から学校給食の目標を改定、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進）

(イ) 学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制

## 2 特別支援教育に関する国の施策

### (1) 特別支援学校設置基準の制定

ア これまでの経緯

県教育委員会では、これまでも児童生徒数の増加に伴う過密状況の解消を図るために、学校教育法施行規則や国が定めた特別支援学校施設整備指針等を参考としつつ、児童生徒の障害の多様化や各学校、地域の状況に応じて、必要となる施設、設備等の整備を行ってきた。

令和2年9月、特別支援学校の児童生徒増に伴い、全国的に慢性的な教室不足が続いていることから、文部科学省は「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」にて、特別支援学校の設置基準について議論を始めた。

令和3年1月、中央教育審議会は

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」にて、「特別支援学校を設置する上で必要な最低基準」の策定が重要と答申した。

これを受け、令和3年9月に、文部科学省は特別支援学校の教育環境を改善する観点から学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条に基づき、「特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号。以下、「設置基準」という。）」を公布した。

#### イ 規定された内容について

設置基準は、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準として初めて制定されたもので、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大網的に規定されている。

##### <内容>

第1章 総則  
第2章 学科  
第3章 編制  
第4章 施設及び設備  
別表（イ 校舎の面積、ロ 運動場の面積）

第1章「総則」では、「設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準」であること、設置者である県教育委員会は、特別支援学校の編制、施設及び設備等が設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めるようにしなければならないと規定されている。なお、既存校における設置基準への対応は、「当分の間、なお従前の例によることができる」とされている。

第3章「編制」では、幼稚部については各自治体の実態等を、小学部・中学部・高等部については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学

校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の規定を踏まえて規定している。また、特別の事情がある場合を除いて同学年・同一障害種毎に学級を編制することについては、学校教育法施行規則の規定を踏襲している。

第4章「施設及び設備」では、教室や自立活動室、図書室など校舎に備えるべき施設や、校舎及び運動場の面積などが規定されている。

#### (2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下：「医療的ケア児支援法」）

現在、たんの吸引や人工呼吸器を使用するなど、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒、いわゆる医療的ケア児が全国に約2万人いると推計されている。医療的ケアが必要な子供やその家族を支援するための法律が、令和3年6月18日に公布され、同年9月1日に施行された。

この法律は、医療的ケア児が健やかに成長できる環境を整え、また家族の負担を減らす等、医療的ケア児及びその家族の生活を支援するための法律である。法律の目的並びに基本理念について、一部抜粋したものを以下に示す。

##### 第1条 目的（一部抜粋）

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。（中略）保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### 第3条 基本理念（一部抜粋）

医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療ケア児の年齢、必要とする医療ケアの種類及び生活の実態に応じて、（中略）関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

医療的ケア児支援法の成立を踏まえ、医療的ケア児、そして家族に対する支援を行っていくことが国や都道府県、学校設置者等の責務となる。今後、すべての学校において、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携の下に、切れ目ない支援を行っていく必要がある。